岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕の改定 及び次期経営計画の策定について

公立病院経営強化の推進について

○ 公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化、 医師・看護師確保等による公立病院の経営強化を推進。

1. 公立病院経営強化ガイドラインについて

総務省

<令和4年3月>

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化 ガイドライン」の策定・地方団体への通知・公表 (別添参照)

※「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」 (座長: 堀場勇夫 地方財政審議会会長(当時))の取りまとめを踏まえて策定。



地方団体

<令和4年度又は5年度中>

「公立病院経営強化プラン」の策定

(プランの期間:策定年度又はその次年度~令和9年度を標準)

2. 公立病院経営強化に係る地方財政措置における対応

地方団体が「公立病院経営強化プラン」に基づき公立病院の経営強化に取り組めるよう、地方財政措置を拡充・延長

- (1)機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債(特別分)の拡充・延長
 - ①病院の整備費全体を対象経費とする要件の見直し 複数の病院を統合する場合のほか、基幹病院が不採算地区病院への支援を強化し、その機能を維持する場合も対象に追加
 - ②システム関係の対象経費の拡充 経営統合に伴うシステム統合をする場合のほか、医療情報の連携のための電子カルテシステムの 統一等をする場合も対象経費に追加
- (2) 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充
 - ・看護師等の医療従事者の派遣、診療所への派遣を追加
 - ・派遣元病院に対する措置を拡充(繰出額に対する措置の割合 0.6→0.8)

(参考) 公立病院改革の経緯

岩手県医療局では、経営計画を旧ガイドライン上の「プラン」として位置づけて おり、新ガイドラインへの対応についても、経営計画をプランとして位置付ける。





「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

(令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知)

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点**を最も 重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定時期 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度~令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域 の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病** 院等との連携・支援を強化していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当 部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとと もに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、 必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

○ 機能分化・連携強化に伴う施設整備等に係る病院事業債(特別分) や医師派遣に係る特別交付税措置を拡充。 公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- · 機能分化·連携強化

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。 特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約し て医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初 期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連 携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

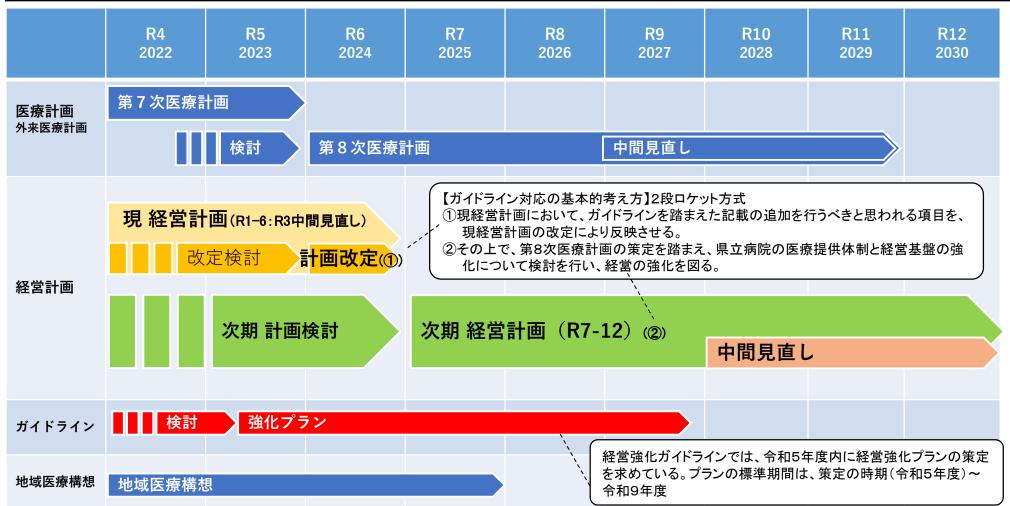
- 医師・看護師等の確保(特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化)
- 医師の働き方改革への対応
- (3) 経営形態の見直し
- (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
- (5) 施設・設備の最適化
 - 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
 - デジタル化への対応

(6)経営の効率化等

経営指標に係る数値目標

次期経営計画の策定について

- 〇 現経営計画は、第7次医療計画(現岩手県保健医療計画)の内容を踏まえるため、医療計画から1年遅れの令和元年度から令和6年度までを計画期間とし策定している。(R3に中間見直しを実施)
- 〇 次期経営計画も、第8次医療計画(次期岩手県保健医療計画)の内容を踏まえるため、令和7年度からを計画期間とし、令和6年度に策定作業を 行う。なお、医療計画と一体的に検討を進めるため、令和4年度から策定の準備作業を進めており、今般、検討委員会の設置に至ったところ。
- 〇 また、新公立病院経営強化ガイドライン(総務省)では、ガイドラインを踏まえた経営強化プランの策定を令和5年度中に行うよう求めており、今年度中に現経営計画をガイドラインに対応した内容に一部改定した上で、令和6年度中に経営強化プランを兼ねる次期経営計画を策定する2段ロケット方式を採用する。



現経営計画の改定に係る検討について

- <u>現経営計画</u>は、第7次医療計画(現岩手県保健医療計画)の内容を踏まえるため、医療計画から1年遅れの<u>令和元年度から令和6年度までを計</u> 画期間とし策定している。(令和3年度に中間見直しを実施)
- 〇 <u>次期経営計画</u>も、第8次医療計画(次期岩手県保健医療計画)や、公立病院経営強化ガイドラインの内容を踏まえ、<u>令和7年度から6か年を計画</u> 期間とし、令和6年度に策定する。
- なお、ガイドラインを踏まえ、<u>令和5年度中に対応が必要</u>と考えられるもの(<u>新興感染症、デジタル化、医師の働き方改革</u>への対応等)については、 **先行して今年度中に現経営計画を改定して対応**する。

1 新興感染症への対応について

新興感染症の発生及びまん延時における医療については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、令和5年度中に策定予定の予防計画等に沿って、<u>病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の確保等に関する協定を締結</u>し、公立病院としての役割を地域で果たしていく。

2 医療現場のデジタル化について

20病院への電子カルテの導入等、これまでの取組実績を踏まえ、<u>医療の質の向上、働き方改革の推進及び病院経営の効率化</u>に向けて<u>次の取</u>組を進めていく。

- 〇オンライン診療の導入 〇電子処方箋、診療報酬改定DX等 〇電子カルテのデータ標準化や機能強化
- ○国が進める医療情報プラットフォームの状況等を踏まえた診療情報共有の取組への参画
- 〇セキュリティ対策の徹底

3 医師の働き方改革について

医師の時間外労働規制が令和6年度に開始されることや、<u>医師のワークライフバランスを考慮し、業務の負担軽減を図る</u>ため、次の取組を進めていく。

- ○勤務時間管理システムによる労働時間の適正管理 ○医師労働時間短縮計画等に基づく時間外労働時間の短縮の取組
- 〇宿日直許可や特定労務管理対象機関の指定の取得 〇各種情報システムの活用やオンライン診療の導入
- ○意識改革・啓発等のための研修会の実施 ○県民理解の醸成